

民間学童保育室運営事業実施要綱

令和5年4月

高 槻 市

高槻市民間学童保育室運営事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域の理解と協力のもとに実施する民間学童保育室運営事業（以下「事業」という。）の実施について、必要なことを定める。

- 2 事業の実施に伴う補助金の交付については、高槻市補助金交付規則（昭和40年2月22日規則第290号）及び高槻市民間学童保育室運営事業費補助金交付要綱（平成28年9月29日既決高子育第1073号）に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年12月12日・法律第164号、以下「法」という。）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日・厚生労働省令第63号、以下「設備運営基準」という。）、高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年12月16日高槻市条例第45号、以下「基準条例」という。）、高槻市立学童保育室条例（昭和54年3月27日高槻市条例第13条、以下「保育室条例」という。）及び、高槻市立学童保育室条例施行規則（昭和54年3月31日高槻市規則第15号、以下「施行規則」という。）による。

（運営主体）

第3条 運営主体は、法人で、法第34条の8第2項に規定される放課後児童健全育成事業の届出を行っているものとする。

（入室児童）

第4条 入室児童は、次の条件（1）かつ（2）に該当する者とする。

- （1）高槻市内に在住し、かつ小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学している1年生から6年生の児童。
- （2）その保護者及び児童と同居の20歳以上65歳未満の者全員が、概ね週4日以上、14時以降まで及び1日4時間以上の労働又は就学をしていること、又は疾病等その他の理由により放課後の保育に欠けていること。

- 2 補助事業に支障のない範囲において、前項に該当しない児童の入室を妨げない。

（入室申請等）

第5条 民間学童保育室の施設長は（以下「施設長」という。）、民間学童保育室に入室しようとする者に、民間学童保育室入室申請書（様式第1号）及び民間学童保育室入室審査申請書（様式第1号の2）に必要な書類を添付したものを提出させ、民間学童保育室入室審査申請書（様式第1号の2）に必要な書類を添付したものを高槻市（以下「市」という。）に提出し、市の審査を経たうえで、契約をしなければならない。

- 2 民間学童保育室を退室しようとする者は、民間学童保育室退室届出書（様式第2号）により、その旨を民間学童保育施設の長に届け出なければならない。届け出を受けた施設長は、速やかに市に報告しなければならない。

（定員）

第6条 民間学童保育室の定員は、1の支援の単位につき、40人とする。

2 市長は、入室の申請状況等により特に必要と認める場合については、民間学童保育室の管理及び運営に支障のない範囲において、定員を定めることができる。

(事業内容)

第7条 事業においては、基準条例に定めるもののほか、次の活動を行うものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 放課後児童の安全確認
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他、放課後における児童の健全育成上必要な活動

(休業日、開所時間及び年間開所日数)

第8条 学童保育室の休業日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日及び年末年始とする。

2 学童保育室は、保育室条例第7条の規定に準じて、休業日以外の平日は、13時30分から18時まで、土曜日は、8時30分から17時まで、土曜日以外の小学校の休業日は、8時30分から18時まで、開所することを原則とする。

3 新1年生の受入れに当たっては、保護者や保育所等との連携のうえ、4月1日から受入れることとし、給食開始までの対応として、概ね4月8日から同月の30日までの土曜日を除く日は、10時から18時までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、事前に利用者に周知したうえで、実情に応じて開所日及び開所時間を変更することができる。

5 年間の開所日数は概ね265日程度とする。

6 第1項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、臨時に休業することができる。

(保育料)

第9条 施設長は、民間学童保育室に入室した児童（以下「入室児童」という。）の保護者から、入室児童1人につき月額6,000円（8月分は12,000円）の保育料を徴収しなければならない。ただし、利用時間を延長して利用させる場合や、おやつ等を提供する場合等は、それにかかる費用を入室児童の保護者から徴収することができる。その場合、施設長は徴収額を書面等で市長に報告しなければならない。

(設備及び運営の基準)

第10条 運営主体は設備運営基準及び基準条例第6条から第10条の規定に定める設備及び運営の基準を満たさなければならない。

2 基準条例第8条の規定に定める専用区画は、物置、便所等対象児童が直接活動において使用しない部分を除いたものとする。

(職員)

第11条 運営主体は、設備運営基準第10条及び基準条例第9条の規定に定める職員の基準を満たすこと。

(研修)

第12条 運営主体は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を確保しなければならない。

(安全管理)

第13条 運営主体は、設備運営基準第21条の規定に定める対応のほか、危険を防止する措置を講じ、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

2 運営主体は、学童保育室において事故等が発生した場合、放課後児童健全育成事業における事故の報告等について（平成27年3月27日、厚生労働省雇用均等児童家庭局育成環境課長雇児発0327第1号。）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(児童の受入れ)

第14条 児童の受入れに当たっては、安全確保に努め、次の条件を満たすように努めなければならない。

- (1) 施設の近隣に公園・広場等があり活動に利用できること、また、施設の近隣や通学路には広い歩道やガードレールが設置されているなど、安全面が確保できていること。
- (2) 施設は児童の健全育成に望ましい環境であること。
- (3) その他児童の特性に応じた施設の整備に努めること。
- (4) 職員は、配慮を要する児童の受入れに係る研修を受講するなど、児童の受入れに係る対応についての知識と経験を積むように努めること。

(個人情報の保護)

第15条 運営主体は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）を遵守しなければならない。

(事業の変更、廃止または休止)

第16条 運営主体は、事業内容に変更、廃止または休止したときは、法第34条の8第3項、第4項に規定される事業変更の届出、事業廃止または休止の届出を、速やかに市長に提出しなければならない。

(留意事項)

第17条 法第6条の3第2項に規定する目的を異にするスポーツクラブや塾等については、本事業に該当しない。

2 利用児童の募集に当たっては、事業の公共性に留意して行うこと。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月2日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。但し、この要綱の施行の際、現に改正前の様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整の上、改正後の様式により作成した用紙等として使用することができる。

附則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。